

役員等報酬規程

社会福祉法人三重済美学院

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人三重済美学院（以下「当法人」という。）定款第 9 条及び第 2 3 条の規定に基づき役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について、また併せて評議員選任・解任委員の報酬等についても定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員（平日に常時勤務する役員）については、報酬、賞与、退職手当及び通勤手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2. 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 1 に定める額

(2) 賞与については、別表第 2 に定める額

(3) 退職手当については、別表第 3 に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規則第 1 5 条の規定に準ずる額

(5) 職務のため出張等をしたときは、出張旅費に関する規則等に準じて旅費等を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第 4 に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、出張旅費に関する規則に準じて、旅費等を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規則第 3 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月と 12 月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 カ月以内に支給する。

2. 非常勤役員等に対する報酬は、原則として当該会議に出席した都度、支給する。

3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3. 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4. 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 17 日より施行する。ただし、評議員選任・解任委員については、平成 29 年 1 月 12 日より適用する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役 職 名	報酬の額
理事長	月額 460,000円
業務執行理事	月額 414,000円
理事	月額 345,000円

別表2 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額 × 2か月分
12月の賞与	報酬月額 × 2か月分

別表3 (常勤役員の退職金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 係数 (当面1とする。)

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は、1か月に切り上げる。

別表4 (非常勤役員等の報酬) ※ 同じ日の併給は行わない。

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(2) 理事長

	日 額
理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(3) 業務執行理事

	日 額
理事会等会議への出席	18,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	18,000円

(4) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(5) 監事

	日 額
監事監査、理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(6) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会等への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円